

南部大阪都市計画地区計画の決定（河内長野市決定）
 都市計画 清教学園地区地区計画を次のように決定する。

名 称		清教学園地区地区計画	
位 置		末広町 623-196、末広町 623-庚 2 の一部 河合寺 61-1、河合寺 104-130	
面 積		約 6. 5 h a	
区域の整備・開発及び保全の方法	地区計画の目標	本市は教育立市宣言を行い、教育をまちづくりの柱としている。清教学園で構成されている本地区を文教施設専用地区とすることにより、将来にわたって河内長野市の学校教育に寄与し、周辺環境との調和を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	文教施設専用地区とすることにより、良好な教育環境の保全と形成を図る。	
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標に沿うために建物等の用途制限、周辺の良好な住環境を形成するために、建築物等高さの最高限度、緑化率の最低限度及びかき又はさくの構造の制限を定める。	
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校。 2、前各号の建築物に付随するもの。	
	建築物等の高さの最高限度又は最低限度	建築物の高さの最高限度は 20m とする。ただし、建築物の外壁(出窓を含む)又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離を 20m 以上とした建築物の部分の高さはこの限りではない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	屋根、外壁等の形態及び色彩は、景観に配慮するとともに、良好な周辺環境に調和し、落ち着いた形状・色合いのものとする。	
	建築物の緑化率最低限度	20%	
	かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は、ネットフェンス等透視可能で開放性のあるものにする。ただし門扉・門柱及び安全に支障がある場合はこの限りではない。	
備 考			

地区計画決定理由

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴い、計画的な土地利用と、良好な市街地環境の形成を図るため、本案のとおり地区計画を決定しようとするものである。

計画図

平成22年度
南部大阪都市計画(河内長野市)
地区計画の決定
(河内長野市決定)

S=1/2,500

凡例

 地区計画決定区域

清教学園地区
地区整備計画

